

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４８８））

2. 日時：平成２９年１１月１５日 １０時００分～１１時４０分

１３時３０分～１８時１５分

3. 場所：原子力規制庁 ８階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他１０名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、「52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」、「53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備」、「1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」及び「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 火災による損傷防止（内部火災）の対策である「建屋の区画化」に伴う提出済みの審査資料資料への影響（変更）については、全体的に再整理し、変更箇所等について説明すること。

6. その他

提出資料：

・なし